

次世代育成支援対策行動計画

平成22年10月
学校法人東京薬科大学

次世代育成支援対策推進法に基づき、学校法人東京薬科大学の教職員が仕事と子育てを両立させることができ、教職員全員が働きやすい環境をつくることによって、全ての教職員がその能力を十分に発揮できるよう、取り組みを行っていくものです。

1. 計画期間

平成22年10月1日から平成27年3月31日までの5年間

* 計画の実効性・成果等を考慮しながら必要に応じて見直しを行います。

2. 行動計画の内容

目標1 計画期間内に、育児休業および子どもの出生時に父親が取得できる特別休暇の取得状況を次の水準以上にする。

* 女性教職員の育児休業取得率：100%を目指す。

男性教職員の育児休業取得率：80%を目指す。（ただし、配偶者
出産時特別休暇取得者も含む。）

【対策】

全教職員に対して、育児休業や育児短時間勤務等に関する各種制度を周知する。子どもの出生時における父親が取得できる配偶者出産時特別休暇制度を周知するとともに、職場全体で特別休暇を取得しやすい環境づくりに努める。子育てを行っている職員が職場にいる場合、職場全体でサポートするとともに、特定の職員に負担がかかることのないよう配慮する。

目標2 働き方の見直しによる所定外労働時間の削減の取り組みを実施する。

【対策】

超過勤務の制限・制度について周知する。

週1回のノー残業デーを設け、定時に帰宅するよう指導する。

学内における諸会議については、17時以降行わないように努める。

事務の簡素化合理化の推進

目標3 休暇取得促進のための取り組みを実施する。

* 年次有給休暇の取得日数を、一人あたり年間最低12日以上（または、付与された有給休暇の60%以上）の取得を目指す。

夏季休暇の100%取得、看護休暇希望者の100%取得を目指す。

【対策】

連続休暇等の取得を促進するなど、長期休暇を取得しやすい環境づくりを心がける。

年次休暇を利用するなどして子どもの行事（入学式、卒業式等）に積極的に出席するよう心がける。

就学前の子どもを育てている教職員の看護休暇取得に協力するよう周知する。

以上